

天理市性の多様性の尊重に関する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第14号

天理市性の多様性の尊重に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市において性の多様性を尊重する社会を推進するため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）の趣旨を踏まえ、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めてこれを実施し、もって全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し又は滞在している者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人、法人又は団体をいう。
- (6) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的及び物理的かつ精神的に、相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (7) ファミリーシップ パートナーシップにある2者が、互いの子、親等の近親者を家族として尊重し、協力し合う継続的な関係をいう。
- (8) 近親者 直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。

(9) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 パートナーシップにある2者が、市長に対し、パートナーシップの関係及びファミリーシップの関係であることを誓うことをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民等、事業者及び教育に携わる者は、性的指向及び性自認を理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、性の多様性及び人権が尊重される社会の実現を目指すものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重する社会を推進するための施策を実施する責務を有する。

2 市は、国及び県が実施する性の多様性を尊重する社会を実現するための施策について協力するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、性の多様性に対する理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、職場環境及び事業活動において、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策の実施に努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性の多様性に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 教育に携わる者は、教育の場において、性の多様性を理解し尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対し強制し、又は禁止してはならない。

2 何人も、本人の意に反して性的指向又は性自認を公表してはならない。

(理解の増進に関する施策)

第9条 市は、次に掲げる性の多様性を尊重する社会を実現するための施策を実施するものとする。

(1) 性の多様性の尊重に関する市民等及び事業者の理解を深めるために必要な、教育及び啓発を行うこと。

(2) 性の多様性の尊重に関する相談に的確に応じること。

(パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

第10条 市は、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、基本理念を達成するための一助として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓が行われたことの証明(以下「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」という。)をするパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施するものとする。

2 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の届出があったときは、市長が別に定めるところにより、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を交付する。

3 市、市民等、事業者及び教育に携わる者は、その活動の中で、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を最大限に尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の申請手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。